

令和2年4月からの制度改正

令和2年4月から、診療報酬（医療サービスの公定価格）改定により、医療費や薬の値段などが改定されました。また、健康保険法等の一部改正により、被扶養者認定の要件が見直されました。

診療報酬改定 医療費が変わりました

診療報酬は原則2年に一度改定されますが、令和2年度の診療報酬改定は、全体で▲0・46%と、平成28年度、30年度の改定に続き3回連続でマイナ

令和2年度 診療報酬改定	
診療報酬全体の改定率 ▲0.46%	
診療報酬本体 +0.55%	
+0.47% →各科に配分	
※各科改定率	
医科：+0.53%、歯科：+0.59%、調剤：+0.16%	
+0.08% →救急病院の働き方改革に充当	
薬価等 ▲1.01%	
薬価	▲0.99%
※うち、実勢価等改定	▲0.43%
市場拡大再算定の見直し等	▲0.01%
材料価格	▲0.02%
※うち、実勢価等改定	▲0.01%

ス改定となりました。医療の技術料にあたる診療報酬本体は0・55%（このうち、0・08%は救急病院の働き方改革に充てる）引き上げられ、薬価等については1・01%引き下げられました。

これにより、社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分（令和2年度+4100億円程度）におさめる」とする政府の目標は達成されることとなります。

具体的な改定のポイントは次のようになります。

大病院受診時の定額負担の拡大

大病院に、診療所などの紹介状なしで受診した場合、定額（医科は初診5000円以上、再診2500円以上）を負担します。従来、対象病院となっていたのは特定機能病院と許可病床400床以上の地域医療支援病院でしたが、令和2年4月からは一般病床200床以上にも拡大されました。

※地域医療支援病院は約610病院あり、そのうち約590病院が紹介状なしで受診した患者から定額を徴収する義務化の対象に含まれる。

薬価はマイナス改定

薬価については、市場実勢価格に基づく改定（実勢価等改定）で0・43%、令和2年度薬価制度改革による市場拡大再算定の見直し等による影響で0・01%引き下げとなり、薬価全体では▲0・99%となりました。

健康保険法等の一部改正

被扶養者認定の要件に 国内居住が加まりました

令和2年4月から被扶養者認定の要件が見直され、要件に「日本国内に住所を有する」ことが加わりました。このため、被扶養者が国内に居住していない場合は、令和2年4月1日で被扶養者の資格を失いました。ただし、次のケースは例外的に要件を満たすこととして認定されます。

- ①留学する学生
- ②海外赴任に同行する家族
- ③海外赴任中に身分関係が生じ、新たな同行家族とみなすことができる人

- （例）海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など
- ④観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で、一時的に日本から海外に渡航している人
 - ⑤その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして健保組合が判断する人

※次の人は、日本国内に住所を有していても、被扶養者とはできません。

- ・「医療滞在ビザ」で来日した人
- ・「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した人（富裕層を対象とした最長1年のビザ）